

MHM TAIWAN NEWSLETTER

2024 年 11 月号 (Vol.7)

I. 重要法令改正等の紹介

1. 詐欺犯罪被害防止条例の制定
2. マネーロンダリング防止法の改正
3. 付加価値型及び非付加価値型営業税法の改正
4. 中小企業発展条例の改正
5. 証券取引法の改正
6. 公開発行会社年次報告書に記載すべき事項に関する準則の改正
7. 労働基準法における強制定年退職に関する法改正
8. 洋上風力発電フェーズ 3 第 2 期に関する経済部の公表

森・濱田松本法律事務所

弁護士 石本 茂彦

TEL. 03 5223 7736

shigehiko.ishimoto@mhm-global.com

弁護士 鈴木 幹太

TEL. 03 6213 8118

kanta.suzuki@mhm-global.com

台湾弁護士 紀 鈞涵

TEL. 03 6266 8557

chunhan.chi@mhm-global.com

II. 注目裁判例等の紹介

最高裁 2023 年度台上大字第 1305 号判決（会社責任者の第三者賠償責任等について）

III. コラム

日本 5 県産等食品に対する台湾の輸入規制緩和の経緯と最新動向

I. 重要法令改正等の紹介

1. 詐欺犯罪被害防止条例¹の制定

執筆担当：紀 鈞涵、鈴木 幹太

2022 年 6 月から実施された「新世代詐欺撲滅戦略行動要綱」²バージョン 1.0、1.5、2023 年の詐欺撲滅 5 法³等の法改正、及び様々な詐欺防止の新たな法的対策が強化されましたが、詐欺グループの犯罪手法等もこれに応じて進化し、法制度が十分とはいえない状況となっていました。こうした状況を踏まえ、内政部が主管機関として、金融管理監督委員会、国家通信放送委員会、デジタル発展部、法務部等と共同して、詐欺対策の強化、詐欺グループの取締まり、犯罪被害者の保護等に重点を置き、現行法

¹ 中国語「詐欺犯罪被害防止条例」。なお、「条例」ですが、地方性の法規ではなく、台湾全体に適用される法令です。

² 中国語「新世代打撃詐欺策略行動綱領」

³ 「刑法 302 条の 1、303 条、339 条の 4 改正案」、「人身取引防止法部分一部改正案」、「マネーロンダリング法修正案」「個人情報保護法 1 条の 1 条及び 48 条改正案」「証券投資信託及び顧問法一部改正案」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

令の包括的総点検を行ない、外国の立法例と各界からの意見を参考にして「詐欺犯罪被害防止条例」（以下、「本条例」）を制定しました。本条例は 2024 年 7 月 12 日に立法院にて可決され、一部の条文⁴を除き、同年 7 月 31 日から施行されました。本条例の改正の要点は以下のとおりです。

(1) 詐欺犯罪の厳罰化

詐欺で得た財物や財産上の利益が 1 億 NTD に達した場合（43 条）や、詐欺グループを発起、主催、組織又は指揮する形で詐欺犯罪に関与した場合（44 条 3 項）、最長 12 年の懲役、最高 3 億 NTD の罰金に処される可能性があります。

海外に電子計算機等の詐欺用設備を設置し、台湾内の人に対して詐欺行為を行った場合には、その刑を 2 分の 1 まで加重することができる（44 条 1 項 2 号）ほか、犯罪者が当該詐欺行為以外の違法行為から取得した財物や財産上の利益についても、没収対象に含める（48 条 2 項）など、没収の範囲が拡大されました。

(2) 金融・通信及びインターネットの不正利用による詐欺に対する防止措置等

- ① 詐欺グループによる金融・通信及びインターネットの不正利用による詐欺行為の防止を目的として、本条例では、金融機関、暗号資産サービス事業者、電気通信事業者、インターネット広告プラットフォーム事業者（例：TikTok や Google など）、第三者支払サービス事業者、EC 事業者及びオンラインゲーム事業者等に対して、一定の詐欺防止の関連措置の実施義務を課しており（第二章 7 条から 42 条）、関連する事業者は、これらに対応することが必要です。
- ② 身分照会を行うために、金融機関間の一定の情報共有が可能になり（8 条 2 項）、本条例による詐欺防止措置を実施する場合には、金融機関としての秘密保持義務が免除されるとされています（12 条 1 項）。
- ③ 詐欺防止の関連措置の実施義務について、たとえば、インターネット広告プラットフォーム事業者に対する管理を強化するために、その代表者が台湾内に住所又は居所を持たず、かつ支店も設けていない一定規模の域外のネット広告プラットフォーム事業者は、台湾内に所在する台湾の自然人や法人等を代理人（legal representative）⁵として指定し、デジタル発展部に届け出ることを義務付けられました（29 条 1 項）。インターネット広告プラットフォーム事業者は、当該代理人に対し、必要な権限とリソースを与え、以下の事項を実施することとされました（29 条 3 項）。
 - ✓ 当該インターネット広告プラットフォーム事業の送達代理人の指定
 - ✓ 当該インターネット広告プラットフォーム事業者による詐欺防止措置やその他のコンプライアンス事項の告知又は協力

⁴ 19、20、22、24 条、39 条 2～5 項の通信トラフィック管理措置流量、解析停止とアクセス制限サービスの関連部分及び 40 条 1 項 6 号等の規定の施行日は、別途行政院の規則によって定めるものとされています。

⁵ 中国語「法律代表」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

また、詐欺広告又は明らかに詐欺に係わっている広告を掲載したことが判明した場合、ネット広告プラットフォーム事業者は、広告の掲載停止など必要な処置を取った上で広告主や出資者等の関連情報を警察に提供しなければならないとされています（32条）。義務違反の場合、虚偽広告の内容を誤信して損害を被った者に対して、広告委託者等と連帯して賠償責任を負う他、情状が重大である場合、250万NTD以上、1億NTD以下の過料が科せられ、義務違反が是正されるまで都度処罰される可能性があります。

2. マネーロンダリング防止法の改正

執筆担当：紀 鈞涵、鈴木 幹太

マネーロンダリング防止法⁶の一部改正（以下、「本改正」）は、2024年7月16日に立法院に可決され、一部の改正⁷を除き、2024年7月31日に施行されました。修正等の範囲は、計31の条文に及びます。本改正の目的は、主として、アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ（Asia/Pacific Group on Money Laundering、以下、「APG」）の相互審査で指摘された問題点への対応、新たなマネロン犯罪手口等への対応及びリスクベースのマネーロンダリング防止措置の実施等であるとされています。

本改正の主な内容として、①マネーロンダリングの定義の調整（2条）、②特定犯罪の範囲の追加等（3条）（たとえば、APGの第三回の相互評価の勧告により移住者の密輸（smuggling of migrants）という類型の犯罪が追加されました。）、③暗号資産に対する規制の追加等（5条、6条、20条、21条、22条）、④申告規制違反の場合の税関による押収（15条）、保全措置（16条）、⑤申告受理機関によるデータの分析と利用（17条）、⑥特別マネーロンダリング犯罪⁸の構成要件の修正（20条）、⑦法人責任の強化と免除（23条）、⑧没収の範囲の拡大等（25条）、⑨検察・警察によるコントロールド・デリバリー（controlled delivery）⁹及び手続（29条）等が挙げられます。

本改正のうち、現時点では未施行のものとして、暗号資産（仮想通貨）や暗号資産交換業者（VASP）を対象にマネーロンダリング防止登録義務の追加（6条）や信託事業者ではない受託者は、信託関係が存続している間に、基本的な信託情報、若しくは実質的な受益権、その他の規制された信託代理人及び信託サービス事業者に関する情報を取得及び保有する場合の申告義務の追加等があります（11条）。

⁶ 中国語「洗錢防制法」

⁷ 改正案の6条と11条。

⁸ 「特別マネーロンダリング犯罪」とは、行為人が受け取ったり、保有したり、使用したりする財物や財産上の利益は、合理的な由来がない場合であって、かつなりすましや偽名等の虚偽の情報をもって金融機関等に口座を開設したり、不正な方法で口座を利用したり、マネロン防止措置等を不正に回避したりするといった犯罪です。本改正では、これまでの「(所持等する財物等が) 収入に対し、明らかに不相当であること」という要件を削除しました。

⁹ 禁制品または贓物の密輸を察知しても、捜査当局等があえて、すぐには摘発、押収せず、関係者への接触や受け渡しの監視を続け、背後の組織も含めて摘発する捜査方法を指します。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

3. 付加価値型及び非付加価値型営業税法の改正

執筆担当：蘇 春維、鈴木 幹太

電子インボイス¹⁰発行状況の把握、税金の確実な徴収、消費者権益保護の強化等のために、「付加価値型及び非付加価値型営業税法」¹¹の一部の条文の改正（以下、「本改正」）が2024年8月7日に公布されました（2025年1月1日に施行予定）。

本改正の概要は以下のとおりです。すなわち、営業者¹²がインターネットやその他の電子方法を用いて電子インボイスを発行し、又は送付する場合、規定の期限内に、電子インボイスの発行及び必要な関連情報（例えば、電子インボイスの訂正、破棄）並びに購入者のデジタルツール（スマートフォンアプリやICカード等）識別情報を財政部の電子インボイス統合サービスプラットフォーム¹³（以下、「プラットフォーム」）に送信することが必要となります（32条の1第1項、48条の2）。送信の期限や必要な関連情報の範囲等については、財政部により公告されます（32条の1第4項）

営業者が規定の期限内に電子インボイスの発行及び必要な関連情報等を事実としてプラットフォームに送信しなかった場合、是正を求められるほか、1,500NTD以上1万5,000NTD以下の過料が科され、期限内に是正されない場合、都度処罰される可能性があります（48条の2）。

4. 中小企業発展条例の改正

執筆担当：蘇 春維、長谷 修太郎

中小企業¹⁴による従業員の雇用拡大や給与水準の引き上げの奨励及び中小企業の革新的な研究開発への継続的な投資等の促進を目的とする「中小企業発展条例」¹⁵の一部改正（以下、「本改正」）が、2024年7月12日に立法院にて可決され、2024年8月7日に公布されました。本改正の主な要点は以下のとおりです。

¹⁰ 中国語「電子發票」

¹¹ 中国語「加価値型及非加価値型營業税法」

¹² 中国語「營業人」

¹³ 中国語「電子發票整合服務平台」

¹⁴ 法律により会社登記、有限責任組合登記又は商業登記を行っている、(1) 払込資本金額が1億NTD以下の事業者、又は、(2) 経常的に雇用する従業員200人未満の事業者をいう（中小企業発展条例2条、中小企業認定標準2条）。

¹⁵ 中国語「中小企業發展條例」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

(1) 適用対象の拡大

本改正により、中小企業発⾃条⾵の適用対象である「中小企業」の定義に、有限責任組合（リミテッド・パートナー）¹⁶が追加されました（2条）。これにより、有限責任組合（リミテッド・パートナー）も、研究開発⾀出を営利事業所得から控除することができるようになりました（35条）。

(2) 所得税優遇措置の適用要件等の緩和

① 従業員の雇用拡大

本改正により、中小企業が、24歳以下又は65歳以上の台湾籍従業員を新規に一定数雇用し、当該中小企業全体の給与総額が引き上げられた場合、当該従業員が雇用された年の営利事業所得から、当該従業員の給与額の最大200%を控除することができるようになります（改正前は、雇用の対象は24歳以下の台湾籍従業員のみで、また控除可能額は当該従業員の給与額の最大150%まででした）。

また、上記の優遇措置の適用要件については、改正前にあった「経済景気指数が一定の値に達した状況下において」及び「新規設立又は増資により規模の拡大が一定の投資額に達した状況下において」という要件が削除されています（36条の2第1項）。

② 従業員の給与水準の引き上げ

本改正により、中小企業が台湾籍基層従業員の平均給与水準を引き上げた給与額について、給与を引き上げた年の営利事業所得から、引き上げた給与額の最大175%（改正前は最大130%）を控除することができるようになります（なお、法定最低賃金の調整のための給与引き上げは対象外とされます）。

また、上記の優遇措置の適用要件については、改正前にあった「経済景気指数が一定の値に達した状況下において」という要件が削除されています（36条の2第2項）。但し、上記①の優遇措置と重複して、控除することはできません。

(3) 施行期間

本改正に係る租税優遇措置は、2024年1月1日から適用され、2033年12月31日まで有効です（40条4項）。

5. 証券取引法の改正

執筆担当：陳 佳茵、水本 真矢

証券取引法14条の改正は、2024年7月16日に立法院で可決され、2024年8月7日に公布されました（以下、「本改正」）。本改正の概要は以下のとおりです。

¹⁶ 中国語「有限合夥」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

- (1) 上場会社又は店頭公開会社（以下、あわせて「上場会社等」）は、定款において、年度利益から一定の割合を基層従業員¹⁷の給与調整又は利益分配に充てる旨を規定しなければなりません。但し、会社に累積した欠損がある場合は、その補填が優先されます（6項）。
- (2) 給与調整又は利益分配の金額は、当年度の営利事業所得の金額から控除することができます（7項）。

もっとも、会社法 235 条の 1 第 1 項は、「定款において当該年度の利益状況に応じて、定額又は配当利益の一定比率を利益分配として従業員に支給する旨を定め、支給しなければならない。但し、会社に累積した欠損がある場合は、その補填が優先される。」としており、おおむね同様の規定を置いています。

2つの条文の主な違いは、会社法上は単に「従業員」への「利益分配」とされているのに対し、証券取引法では「基層従業員」への「給与調整又は利益分配」と規定されている点になります。この点「基層従業員」の定義について、2024年11月8日に金融監督管理委員会令が公表され、以下のとおり、規定されました。

- ✓ 基層従業員とは、経理人以外の、かつ給与水準が一定金額以下の者を指します。「一定金額」とは、会社の運営状況や業界の特性を考慮して定めるものであり、「中小企業従業員の賃上げに伴う賃金費用加算控除規則」で定義された基層従業員¹⁸の給与水準を下回ってはなりません。
- ✓ 基層従業員の範囲は董事会の決議により決定し、定期的に調整の要否を評価し、内部統制システムに組み入れるものとします。

以上のとおり、今回の証券取引法の改正は現行会社法と大きく異なるものではなく、実務への影響は限定的と考えられます。いずれにしても、今回の改正により、上場会社等は、定款を変更し、「基層従業員」への「給与調整又は利益分配」に関する条項を別途明記した上で、支給しなければなりません。定款変更の方法としては、たとえば「年度利益の●%を利益分配として従業員に支給し、『そのうちの●%を基層従業員に支給する』』とすることが考えられます。

上場会社等については、定款変更の対応が必要となる場所、上場会社等の会計年度が1月1日から12月31日までの場合は、2024年の定時株主総会がすでに終了しているケースが多いと思われます。主管機関から、別途経過措置等を公表しない限り、上場会社等は、来年（2025年）董事会が財務諸表及び利益配当案等を作成、決議する前に、まず定款変更の手続きを完了する必要があると考えられます。

¹⁷ 中国語「基層員工」

¹⁸ 「中小企業従業員の賃上げに伴う賃金費用加算控除弁法」（中国語「中小企業員工加薪薪資費用加算控除辦法」）には基層従業員の定義が定められており、基層従業員とは中小企業と有期労働契約を締結し、月平均の定期給与が5万NTD以下の本国籍の従業員を指すとされています（2条1項3号）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

6. 公開発行会社年次報告書に記載すべき事項に関する準則の改正

執筆担当：呉 思定、水本 真矢

台湾の公開発行会社¹⁹は、年次報告書（日本の有価証券報告書に相当。以下、「年報」）を作成し、定時株主総会において株主に配布しなければならないとされています（証券取引法²⁰36条4項）。年報の記載事項等は「公開発行会社年次報告書に記載すべき事項に関する準則」²¹（以下、「本準則」）が定めていますが、2024年8月1日に本準則が改正されました（以下、「本改正」）²²。本改正の主なポイントは以下のとおりです。

(1) 記載事項の簡素化

まず、世界の主要な証券市場における年次報告書の実務を踏まえ、年報の記載事項を簡素化するとともに、作成作業の効率化を図ることとしました²³。

具体的な修正点は、以下のとおりです。

記載すべき事項の撤廃	<p>①会社紹介（7条2号、9条）</p> <p>②財務概況（7条6号、19条、別表22、別表23）</p> <p>③「会社ガバナンス報告」における組織体制、会社ガバナンス規範及び関連規則の参照、会社及びその内部関係者の処罰情報、董事長、総経理及び財務会計責任者の辞任・解任状況の総括表（10条、別表2の3）</p> <p>④「資本及び株式に関する記載事項」における株主構造、株式の分散状況、最近2年度の株価、純資産価値、利益、配当等の情報（11条、別表6、別表7、別表9）。</p> <p>⑤「業務概況に関する記載事項」における最近2年度の生産量及び販売量の表（18条、別表17、別表18）</p> <p>⑥「特別記載事項」における子会社による自社株式の保有又は処分の状況（21条、別表25）。</p>
情報参照の許容	内部統制声明書、公認会計士による内部統制制度に関する特別審査報告、董事・監査役・経理人及び持株比率が10%を超える株主の株式譲渡及び株式質権の変動状況、有価証券の発行又は

¹⁹ 公開発行会社とは、証券主管機関に公開発行の申請を行い、その申請を完了した株式会社（中国語「股份有限公司」）を指します。台湾における一般的な公開発行会社としては、台湾証券取引所に上場している上場会社、証券店頭売買センターのメインボードに上場している店頭公開会社、及び新興市場に上場している上場店頭公開準備登録会社等があります。

²⁰ 中国語「證券交易法」

²¹ 中国語「公開發行公司年報應行記載事項準則」

²² 金融監督管理委員會 2024年8月1日金管証發字第1130383500号令

²³ 本改正に関する説明：

https://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=88&parentpath=0.3&mcustomize=lawnews_view.jsp&dataserno=202408010001

MHM TAIWAN NEWSLETTER

私募による資金運用計画の実施状況、関連企業の合併報告書、並びに私募有価証券の処理状況等の情報については、金融監督管理委員会指定の情報申告サイトですでに公告・申告されている場合、年報にはその情報の参照を記載することができるようになり、該当する公告・申告情報は年報の記載事項とみなされます（22条の1）。

(2) 董事会の性別多様性推進

次に、台湾の公開発行会社が円滑に IFRS サステナビリティ開示基準に沿った情報開示に移行できるよう、金融監督管理委員会が発表した「上場・店頭公開会社の持続可能な発展行動計画」²⁴に基づき、上場会社及び店頭公開会社の董事会における性別多様性を推進するため、2025年から、董事会においていずれかの性別の董事の割合が3分の1に満たない場合、その理由と董事の性別多様性を向上させる具体的な対策を年報で明示的に開示する必要があります（別表1修正）。

7. 労働基準法における強制定年退職に関する法改正

執筆担当：呉 思定、鈴木 幹太

労働基準法²⁵（以下、「労基法」）の改正案は、2024年7月15日に立法院で可決され、同年7月31日に公布・施行されました（以下、「本改正」）。本改正の主なポイントは以下のとおりです。

(1) 強制定年退職年齢の延長が労使合意により可能であることの明文化

本改正前の労基法54条1項1号では、労働者が満65歳に達した場合、雇用主は当該労働者を強制的に定年退職させることができると定められていましたが、本改正では、同条2項に、労使双方の合意に基づき、上記の定年退職年齢を、満65歳を超えて延長できる旨の規定が追加されました²⁶。

本改正前においても、労使間で合意があれば満65歳を超える定年退職年齢を設定することは禁止されていなかったことから、本改正による影響は限定的であるものの、本改正はこれまでの実務的運用を法的に明確にして労使双方が協議し合意し、定年退職年齢を延長することを推奨するものといえます。労働部によれば、労使間

²⁴ 中国語「上市櫃公司永續發展行動方案」

²⁵ 中国語「労働基準法」

²⁶ 台湾において、労働者が、同一雇用主のもとで、①15年以上勤務し年齢が満55歳に達した場合、②25年以上勤務した場合、または③10年以上勤務し年齢が満60歳に達した場合、自ら定年退職を申し出ることができ（労基法53条）、これにより、労働契約が終了します。これに対し、労働者が①年齢が満65歳に達した場合、②心身障害等のため業務に耐えられない場合、使用者は、労働者に対して定年退職を強制することができます。また、危険性がある、または強靱な体力を必要とする特殊な業務内容である場合、労働主管機関は、使用者の報告と申請により、上記の満65歳という年齢を満55歳までに調整することが可能です（労基54条）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

で定年退職年齢の延長について合意に至らない場合、法定の定年退職年齢に従って対応されるとのことです²⁷。

なお、これまで、強制定年退職年齢に達した従業員について、定年退職後に有期の雇用契約を別途締結する運用が選択されるケースもあり（中高年齢者及び高齢者就業促進法 5 章、28 条）、こちらのスキームの場合、従前の雇用契約を終了の上、新しく有期雇用契約を締結することになるため、労働条件を比較的に柔軟に調整しやすいといわれていました。こうした運用は、本改正後も可能であり、特に定年退職後も継続して勤務してもらうことの必要性が高い従業員について、定年退職年齢を延長するのか、それとも定年退職後に有期雇用契約を締結するのかについては、慎重に検討することが望ましいかと存じます。

(2) 定年延長労働者への労働条件に関する年齢差別の禁止

また、労働部によれば、労使双方が労基法 54 条の規定に基づき協議の上、定年退職年齢を延長することに合意した場合、雇用主は正当な理由がない限り、当該 65 歳を超えて労務を提供する労働者に対し、賃金の引き下げやその他の労働条件において不利な取扱いを行ってはなりません（中高年齢者雇用促進法²⁸12 条）²⁹。違反した場合、雇用主には 30 万 NTD 以上 150 万 NTD 以下の過料が科せられ、さらに雇用主の氏名又は名称、責任者の氏名を公表されることがあります。

8. 洋上風力発電フェーズ 3 第 2 期に関する経済部の公表

執筆担当：陳 佳茵、鈴木 幹太

台湾における洋上風力発電ブロック開発フェーズ 3 第 2 期（以下、「3-2 期」）に関して、経済部エネルギー署³⁰は、2024 年 7 月³¹及び 8 月³²に、下表のとおり 3-2 期の開発事業者の選定及び容量付与結果をそれぞれ公表しました³³。同公表によると、今年 11 月 11 日までに行政契約を締結するよう各事業者に通知したとのことです。

開発事業者	容量 (MW)	連系予定年度
又徳風力発電股份有限公司籌備處	700	2029

²⁷ <https://www.mol.gov.tw/1607/1632/1633/70436/post>

²⁸ 中国語「中高年齢者及び高齢者就業促進法」

²⁹ <https://www.mol.gov.tw/1607/1632/1633/70361/?cprint=pt>

³⁰ 中国語「經濟部能源署」

³¹ 2024 年 7 月 9 日公表内容をご参照ください。

https://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=115347

³² 2024 年 8 月 5 日公表内容をご参照ください。

https://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=115592

³³ 関連法令等の詳細は、[MHM TAIWAN NEWSLETTER 2024 年 1 月号 \(Vol.5\)](#) 6-12 ページ「台湾における洋上風力発電開発の最新動向」をご参照ください。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

開発事業者	容量 (MW)	連系予定年度
海廣發電股份有限公司籌備處	800	2029
風妙二號離岸風力發電股份有限公司籌備處	600	2029
海鼎一風力發電股份有限公司籌備處	360	2028
德帥風力發電股份有限公司籌備處	240	2028

なお、經濟部が公表したプレリリースによると、台湾における再生エネルギーへの大量の需要を踏まえ、当面の資金不足及び国産化による工事遅延問題を解決するため、經濟部が今年 9 月に開発事業者との交渉会談を行いました³⁴。当該会談では、經濟部から以下の方針が示されました。

- (1) 期限とおりに完工でき、かつ公共利益及び関連法令に適合する場合、かかる支障を排除するために開発事業者に対する支援を行う。
- (2) 国産化の条件を緩和するため、行政契約上の不可抗力や帰責不可事由の認定については、個別事案ごとに審査を行い、いくつかの参考基準を制定する予定である。
- (3) 公的銀行による融資を促すため、行政機関と公的銀行との交流や関係者による開発サイトの視察等の仕組みの構築を検討している。

II. 注目裁判例等の紹介

最高裁 2023 年度台上大字第 1305 号判決（会社責任者の第三者賠償責任等について）

執筆担当：紀 鈞涵、鈴木 幹太

台北近郊の遊園地「八仙水上樂園 (Formosa Fun Coast)」にて 2015 年 6 月に開催されたカラーパウダーを投げ合うイベント中に火災が発生して 15 人が死亡した事件で、イベントの主催者に対する刑事訴訟において、台湾高裁裁判所は、業務上過失致死罪で懲役 5 年の有罪判決を言い渡しました（なお、最高裁は高裁判決を維持しました。）。

さらに、主催者等の民事賠償責任について争われた民事訴訟においては、消費者保護法 7 条 1 項、3 項の賠償責任の有無と、損害賠償責任の消滅時効の適用が争点となりました。最高裁は、台湾会社法 23 条 2 項によれば、会社の責任者³⁵が業務執行に際して、

³⁴ 2024 年 9 月 23 日公表内容をご参照ください。

https://www.moea.gov.tw/MNS/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=116022

³⁵ 会社の責任者は、会社法 8 条 1 項によれば、株主会社の場合、董事であると定められています。なお、董事を務めていないものの、実質的に董事の業務を遂行し、または会社の人事、財務または業務経営を支配し、実際に董事に事務の遂行を指揮する「事実上の董事」は、会社法に定めた董事と同様の民事、

MHM TAIWAN NEWSLETTER

法令に違反して第三者に損害を与えた場合、その責任者は第三者に対し、会社と連帯して賠償責任を負わなければならないとした上で、台湾会社法 23 条 2 項に基づく会社の責任者の法律責任を「特別不法行為」³⁶と位置付け、同項に基づく不法行為による損害賠償責任には、台湾民法 125 条に基づく債権の基本的な消滅時効期間（15 年）は適用されず、台湾民法 197 条の短期消滅時効期間（不法行為を知ってから 2 年、最長 10 年）が適用されると判示し、結論として、消滅時効の適用を認めて請求を棄却しました。

III. コラム

日本 5 県産等食品に対する台湾の輸入規制緩和の経緯と最新動向

執筆担当：呉 思定、紀 鈞涵、鈴木 幹太

衛生福利部は、2024 年 9 月 25 日、2011 年の東京電力福島第 1 原発事故後に導入した福島、茨城、栃木、群馬、千葉の 5 県で生産・製造された食品（酒類を除く。以下、「5 県産食品」）の輸入規制の追加緩和を即日発効すると公告しました³⁷。2022 年の一部緩和後も続けてきた一部品目の輸入禁止を解除し、日本で流通する食品が全て台湾に輸入できるようになりました。一方、全ての 5 県産食品について、引き続き放射性物質検査報告書の添付を求め、全ての日本産食品（酒類を除く）について、産地証明書の添付を求めています。

以下は、5 県産食品を中心に、台湾における各段階の輸入規制措置の概要を説明します³⁸。

(1) 5 県産食品輸入の全面禁止（2011 年 3 月 26 日-2022 年 2 月 20 日）³⁹

東日本大震災による福島第一原発事故の発生を受け、台湾は 2011 年 3 月 26 日以降、5 県産食品の輸入を停止していました⁴⁰。

また、2015 年 5 月 15 日⁴¹以降、5 県産食品以外の全ての日本産食品（酒類を除く）についても、原則として産地証明書（産地証明書の産地について、都道府県まで掲載する必要があります）の添付が求められました。

なお、5 県産食品以外の九種類の日本産食品（冷蔵野菜・果実、冷凍野菜・果実、冷蔵水産物、冷凍水産物、乳製品、乳幼児用食品、飲料水、海藻類及び茶類）につい

刑事、行政罰の責任を負うものと定められています（会社法 8 条 3 項）。今回「八仙水上楽園」の事案では、イベントの主催者は、「事実上の董事」に該当するものと認定されています。

³⁶ 構成要件は①会社の責任者が業務を執行すること、②その執行は法令に違反したこと、③その執行によって生じた損害であること、④他の不法行為の要件（例えば、故意または過失）を満たすこととされています。

³⁷ 衛生福利部 2024 年 9 月 25 日衛授食字第 1131302719 号公告、2024 年 9 月 25 日 FDA 食字第 1131302724 号令

³⁸ 関連する規制の概要は、日本農林水産省 (https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/tw.html) を参照。

³⁹ 関連する規制の概要は、日本農林水産省 (https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/oshirase/attach/pdf/asia-3.pdf) を参照。

⁴⁰ 衛生福利部 2011 年 3 月 25 日署授食字第 1001300991 号公告

⁴¹ 衛生福利部 2015 年 4 月 15 日 FDA 食字第 1041300855 号公告

MHM TAIWAN NEWSLETTER

ては、全ロット検査が⁴²、加工食品についてはサンプル検査がそれぞれ実施されました。加えて特定の食品（例えば、宮城県・岩手県・東京都・愛媛県産の水産食品、東京都・静岡県・愛知県・大阪府産の茶類製品、宮城県・埼玉県・東京都の乳製品・乳幼児用食品、キャンディー、ビスケット、穀類調製品）の輸入にあたり、一定の要件を満たす場合には、日本政府の指定又は衛生福利部の認可を受けた検査機関が発行した放射性物質検査報告書の添付が必要でした⁴³。

さらに、2016年12月29日に衛生福利部は、台湾の消費者保護法24条2項により、日本産食品のパッケージ等における繁体字の産地表記について、国名だけでなく都道府県単位の記載が必要とされました⁴⁴。

(2) 5県産食品輸入の一部緩和（2022年2月21日 - 2024年9月24日）⁴⁵

衛生福利部は2022年2月に21日、5県産食品の条件付きの輸入再開等の規制緩和を正式に公告し、同日付で発効しました⁴⁶。具体的には、5県産食品を含む一定の地域で生産された一定の品目には放射性物質検査報告書と産地証明の添付を条件に輸入が可能となりました。放射性物質検査報告書等の添付が必要となる範囲についても、従前に比べ限定されました⁴⁷。但し、5県産食品のうち野生鳥獣の肉、キノコ類、コシアブラ、及び日本で出荷制限措置がとられている品目は、引き続き輸入を認めないとされました。

(3) 5県産食品輸入のさらなる緩和（2024年9月25日以降）⁴⁸

衛生福利部は2024年9月25日、5県産食品等の輸入規制のさらなる緩和を正式に公告し、同日付で発効しました⁴⁹。すなわち、5県産の野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラについて、放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付を条件に輸入停止が解除され、これにより日本で出荷制限措置がとられている品目を除き、日本で流通する食品が全て輸入できるようになりました。また、5県以外の放射性物質検査報告書の添付義務が撤廃され、静岡県産の茶類、岩手県・宮城県産の水産物等が放射性物質検査報告書なしで輸入が可能となりました。

⁴² 衛生福利部 2015年5月16日に更新した日本食品放射性管制措置証憑付け公告に関するQA集第4ページ。

⁴³ 衛生福利部 2015年4月15日FDA食字第1041300613号公告

⁴⁴ 衛生福利部 2016年12月29日に公表した日本輸入食品が都道府県レベルまでの繁体字の産地表記に関するQA集第1ページを参照。

⁴⁵ 関連する規制の概要は、日本農林水産省（https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/oshirase/attach/pdf/asia-5.pdf）を参照。

⁴⁶ 衛生福利部 2022年2月21日FDA食字第1111300360号令、同2022年2月21日衛授食字第1111300354号公告、同2022年2月21日衛授食字第1111300359号公告、同2022年2月21日衛授食字第1111300365号公告

⁴⁷ 衛生福利部 2022年3月4日FDA食字第1111300523号公告

⁴⁸ 関連する規制の概要は、日本農林水産省（https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/oshirase/attach/pdf/asia-24.pdf）を参照。

⁴⁹ 衛生福利部 2024年9月25日FDA食字第1131302724号令、2024年9月25日衛授食字第1131302719号公告

MHM TAIWAN NEWSLETTER

一方で、引き続き、5県産食品には放射性物質検査証明の提出を義務づけた上で、台湾側でも全ロット検査を実施するほか、日本産の全ての食品には産地証明書の提出や、国名だけでなく都道府県単位の中国語での産地表示を義務づける措置を続けるとしています。

セミナー情報

- セミナー グローバル労働法カレッジ「台湾編」(Zoom オンライン)～台湾の労働法制の特徴と最新実務動向～
- 開催日時 2024年12月12日(木)
- 講師 鈴木 幹太、紀 鈞涵
- 主催 一般社団法人 経団連事業サービス